第44回 定時株主総会
招集ご通知

日時
2019年6月26日（水曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

場所
東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー　28階　会議室

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限
2019年6月25日（火曜日）
午後5時45分まで

アドソル日進株式会社

証券コード：3837

目　次

招集ご通知
第44回定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件…… 2
第２号議案　取締役７名選任の件…… 3
第３号議案　補欠監査役１名選任の件…… 8

（提供書面）
事業報告
１．会社の現況…… 9
２．株式の状況…… １９
３．新株予約権等の状況…… ２０
４．会社役員の状況…… ２２
５．会計監査人の状況…… ２６
６．業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況…… ２７
７．剰余金の配当等の決定に関する基本方針…… ３３

計算書類
貸借対照表…… ３４
損益計算書…… ３５
株主資本等変動計算書…… ３６
個別注記表…… ３７

監査報告
会計監査報告…… ４５
監査役会の監査報告…… ４７

証券コード　3837
2019年６月10日

株　主　各　位

東京都港区港南四丁目１番８号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上　田　富　三

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー　28階　会議室

３．目的事項

報告事項　第44期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
又、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎　当日の受付開始は午前９時を予定しております。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.adniss.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意すると共に、今後の事業展開等を勘案して以下の通り期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　金16円 総　額　145,610,496円

（注）2018年12月に中間配当金として１株につき11円をお支払いいたしましたので、当事業年度の年間配当金は１株につき27円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日	2019年６月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	450,000,000円

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	450,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	上田　富三	代表取締役社長　再任
2	川瀬　俊治	専務取締役　再任
3	篠﨑　俊明	常務取締役　再任
4	後関　和浩	取締役　再任
5	峰野　博史	社外取締役　再任　社外・独立
6	坂本　すが	社外取締役　再任　社外・独立
7	廣田　耕一	－　新任　社外・独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	上田 富三（うえだ とみぞう） （1951年9月19日）	1974年４月　竹菱電機㈱（現㈱たけびし）入社 1978年７月　紀陽ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ㈱設立　代表取締役 1989年12月　㈱ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ常務取締役 1991年11月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱JIEC）入社 2004年２月　当社入社 2004年４月　当社F&Bｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2004年６月　当社取締役 2005年６月　当社常務取締役 2010年４月　当社代表取締役社長（現任）	118,800株
2	川瀬 俊治（かわせ としはる） （1953年10月１日）	1977年４月　日本ｱｲ・ﾋﾞｰ・ｴﾑ㈱入社 1999年１月　同社ｻｰﾋﾞｽ事業西日本ｻｰﾋﾞｽ　ｻｰﾋﾞｽ営業部長 2005年４月　同社理事ｲﾝﾀﾞｽﾄﾘｱﾙ事業第一事業部長 2009年１月　ｺﾍﾞﾙｺｼｽﾃﾑ㈱入社 2009年４月　同社取締役ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ本部長 2010年４月　同社常務取締役ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ営業本部長 2011年４月　同社専務取締役ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ営業本部長 2012年４月　同社代表取締役社長 2017年４月　同社顧問役 2017年６月　当社社外監査役 2018年６月　当社専務取締役（現任）	300株
3	篠﨑 俊明（しのざき としあき） （1966年６月12日）	1989年４月　当社入社 2010年７月　当社I&Cｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2012年４月　当社ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2013年４月　当社社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2015年６月　当社取締役社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2018年６月　当社常務取締役（現任）	27,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	後関和浩（ごせき かずひろ） （1960年9月7日）	1984年４月　朝日ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ㈱入社 1990年１月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱JIEC）入社 1999年１月　同社事業管理部長 2000年１月　同社経営企画部長 2005年６月　当社入社 2005年７月　当社企画部長 2011年４月　当社経営管理部長 2014年６月　当社取締役経営管理部長 2019年４月　当社取締役管理本部長（現任）	13,000株
5	峰野博史（みねの ひろし） （1974年12月11日）	1999年４月　日本電信電話㈱入社 2002年10月　静岡大学情報学部助手 2007年４月　静岡大学情報学部助教 2011年４月　静岡大学情報学部准教授 2013年４月　静岡大学大学院情報学研究科准教授 2014年６月　当社社外取締役（現任） 2015年４月　静岡大学学術院情報学領域准教授 2018年４月　静岡大学学術院情報学領域教授（現任）	1,800株
6	坂本すが（さかもと） （1949年7月7日）	1972年４月　和歌山県立医科大学付属病院入職 2007年４月　日本看護系大学協議会監事 2007年６月　財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学金理事 2007年10月　日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会（現特定非営利活動法人日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会）理事（現任） 2008年６月　看護系学会等社会保険連合役員 2009年４月　国際厚生事業団理事 2009年４月　一般社団法人日本看護管理学会理事 2009年12月　厚生労働省中央社会保険医療協議会専門委員 2011年６月　公益社団法人日本看護協会会長 2012年４月　和歌山県公立大学法人評価委員会委員（現任） 2012年４月　財団法人日中医学協会理事 2016年12月　一般社団法人日本看護業務研究会副理事（現任） 2017年６月　東京医療保健大学副学長（現任） 2018年６月　当社社外取締役（現任）	400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※7	廣田（ひろた） 耕一（こういち） （1961年7月1日）	1984年４月　警察庁入庁 1999年４月　警察庁情報通信局技術対策課理事官 2001年１月　内閣官房情報ｾｷｭﾘﾃｨ対策推進室 副室長・内閣参事官 2006年10月　警察庁長官官房参事官（高速道路交通政策担当） 2007年８月　愛媛県警察本部長 2013年２月　警察庁交通局交通企画課長 2014年１月　警視庁交通部長 2015年７月　東京都青少年・治安対策本部長 2017年８月　警察大学校警察政策研究ｾﾝﾀｰ所長 2018年１月　大阪府警察本部長 2019年５月　日本生命保険相互会社顧問（現任）	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、峰野博史氏及び坂本すが氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。又、廣田耕一氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
４．社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
① 峰野博史氏は、学術院情報学領域の教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
② 坂本すが氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
③ 廣田耕一氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、情報セキュリティに精通した知識と経験を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
５．峰野博史氏及び坂本すが氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、峰野博史氏は５年、坂本すが氏は１年となります。

6．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
当社は、峰野博史氏及び坂本すが氏との間で当該契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。又、廣田耕一氏の選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に規定する額のいずれか高い額とします。
・責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

又、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことが出来るものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木田（きだ）　稔（みのる） （1970年７月30日）	1993年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 2003年８月　南ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ大学MBAﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ卒業 2004年１月　公認会計士木田稔事務所所長（現任） 2006年12月　監査法人ｸﾞﾗｳﾞｨﾀｽ代表社員（現任） 2013年７月　日本公認会計士協会本部理事（現任） 2019年３月　ｵﾌﾟﾃｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ㈱社外取締役監査等委員（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下の通りであります。
同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図れる為であります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。

４．社外監査役の補欠候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、監査役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
当社は、木田稔氏が監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。
・責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、海外における貿易問題、中国の成長率の鈍化、英国のEU離脱問題等、依然として国内景気の下押しリスクが懸念される状況にあります。

当社が属する市場及び顧客においては、社会インフラの更新、IoT(Internet of Things)化の進展、新サービスの創出、物流・生産性の向上、労働人口の減少対策、セキュリティ対策等をキーワードに、ICT投資需要は底堅いものとなっています。

市場ニーズとしては、日本の社会インフラは、2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、エネルギー、自動車、道路、鉄道、航空、宇宙、情報通信、防災、医療等のあらゆる分野において、IoT、AI（Artificial Intelligence:人工知能）、ビッグデータ、ロボット等の先進技術を活用した、新たな需要の創出と生産革命に向けた取組みが進展しております。

又、自動車、医療機器、産業機器、工場設備等の製造業のスマート化は更に加速し、制御・組込み分野において、ソフトウェアの重要性は高まっています。

加えて、情報セキュリティの領域では、「スマート工場の制御システム」等のIoT化が本格的に進展する中で、情報漏洩や標的型サイバー攻撃の脅威は高まっており、情報システム全体やIoT機器、産業機器に対するセキュリティ対策・サイバー攻撃対策による「データ保護」が、大手の製造メーカー様や公益企業様、インフラ関連企業様、医療をはじめとしたユーザー様を中心に急がれております。

日本政府が閣議決定した、「未来投資戦略」においては、経済社会のあらゆる場面で、

・大きな可能性とチャンスを生む「Society 5.0」の実現
・デジタル新時代の価値の源泉である「データ」の活用
・「AI」「ビッグデータ」「IoT」等を活用した新たな付加価値の創出
・深刻化するサイバーセキュリティの強化に向けたインフラ整備
・電力やガス等の社会インフラ、IoTシステムの制御等でのセキュリティ強化等が謳われています。

このような環境下において、当社は、2021年３月期を最終年度とする新・中期経営計画「Vision2021」を策定し、その達成に向けた事業活動を開始しました。

まず、事業セグメントを従来の「社会システム」「IoTシステム」から、「社会インフラ」「先進インダストリー」の２事業に再編し、加えてそれら両事業を横断する「IoX総合エンジニアリング事業」を新設しました。

社会インフラ事業においては、2020年に向けた電力会社の発送電分離対応やガス会社の分社化対応で安定した事業基盤を構築する一方で、宇宙、物流、次世代通信（５G）等の領域で、新サービス創出に向けた取組みを推進しております。

先進インダストリー事業においては、次世代自動車（先進EV、自動運転）、医療・介護、キャッシュレス化への取組みを推進しております。

IoX総合エンジニアリング事業では、「安心・安全な超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向け、IoTサイバー・セキュリティ・ソリューションを中核に、AI・ビッグデータ・GIS（地理情報システム）・無線通信等の差別化技術と提携戦略で、新たな価値の創造・提供に挑戦し、利益成長型企業を目指してまいります。

この新・中期経営計画「Vision2021」に基づき、次の重点施策に取組みました。

事業領域の拡大としては、エネルギー（電力・ガス）の自由化後の保守対応や事業再編に伴うICTシステム改修需要等、社会インフラの更新需要に積極的に取組んだ他、次世代自動車（先進EV、自動運転）や、モノづくりのIoT化に向けた提案活動の推進、決済・カード・キャッシュレス関連での対応領域の拡大に取組みました。

新たな価値の創造・提供への挑戦としては、IoTセキュリティ分野で、まず、米国Lynx Software Technologies社（以下「米Lynx社」）と、IoT機器に対するセキュリティの重要性から、機器に搭載するOSを含めたIoTセキュリティ・サービスを強化する為、米Lynx社が提供するセキュリティ・ソリューション：LynxSECUREをはじめ、産業機器やIoT機器向け組込みOSを含む、全てのIoTソリューションを、日本国内にて独占的に提供する包括契約を締結しました。

プロモーション活動として、４年連続となる「IoT時代のセキュリティ・フォーラム2018」を開催しました。このフォーラムでは、400名を超えるお客様をご招待し、欧米や国内での最先端のIoTへの取組みと、IoTに必要不可欠なサイバー攻撃対策、セキュリティ対策の最新動向や、導入事例をご紹介しました。又、世界最大のセキュリティ専門カンファレンス「RSAカンファレンス（米国・サンフランシスコ）」に３年連続で出展したことに加え、国内では、顧客等と連携し各種展示会に出展しました。

提携戦略として、ストレージ専業メーカーであるニューテック社と協業し、LynxSECUREを搭載した大容量パソコン（セキュア・サバコン）の販売を開始しました。情報システム監査社とは、グローバル展開する大手企業・グループ会社や官公庁向けにコンサルティング・サービスを開発し提供を開始しました。TOP OUT HUMAN CAPITAL社、及びGKI社とは「サイバーセキュリティ」・「IoTセキュリティ」をテーマとした人材育成サービスを開始しました。ヒューマンテクノシステムホールディングス社とは、2020年以降を見据えた開発体制の更なる強化・拡充を図ることを目的とした資本・業務提携契約を締結し、2019年４月に同社の第三者割当増資を引受け、当社の関連会社となりました。

オリジナル・ソリューションの展開として、近距離無線通信技術を活用したIoTシステムに不可欠な、無線通信の状況確認等をモニタリングする国内初の「LoRaパケットキャプチャー」の販売を開始しました。

競争優位の発揮としては、研究開発活動として、先端IT研究所を中心に、当社独自のGIS（地理情報システム）及び近距離無線通信技術を活用したクラウド型のAI・IoTプラットフォームの研究・開発に取組みました。又、「LynxSECURE」に関する技術研究を、米国サンノゼ・シリコンバレーの100％子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」及び米Lynx社と継続して取組みました。

産学連携への取組みとして、立命館大学と、「次世代IoT機器向け、組み込み『マルチコア制御システム』」に関する共同研究を開始したことに加え、2019年４月に行った「IoTセキュリティ分野を主とする科学技術の発展」を目指す「産学連携協定」締結に向けた諸準備を進めました。この他、慶應義塾大学（GIS：地理情報システム）や名古屋工業大学（IoT・セキュリティ）、早稲田大学（EMS：エネルギー・マネジメント・システム）等との共同研究に継続して取組みました。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化として、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組みました。

増加する開発需要への対応として、国内では大阪・福岡、海外では中国・大連、ベトナム・ダナンの各開発拠点を整備・拡充し、加えて、東京本社では「メディカルIoT開発センター」の2019年５月の開設準備を進めました。

以上の結果、当事業年度は、社会インフラ事業におけるエネルギー分野、先進インダストリー事業における制御システム分野やソリューション分野が堅調に推移したことから、売上高は12,194百万円と前期比10.9％の増収、営業利益は1,012百万円（前期は832百万円）、経常利益は1,012百万円（前期は857百万円）、当期純利益は687百万円（前期は553百万円）といずれも増益を達成し、過去最高の売上・利益を更新しました。

各セグメントの状況は次の通りであります。

【社会インフラ事業】

社会インフラ事業における分野別の状況は次の通りであります。

エネルギー分野では、電力・ガス関連が、分社化・新サービス等の案件により増加しました。

交通・運輸分野（宇宙、航空、鉄道、輸送、旅行等）では、宇宙関連が計画通りに推移しました。公共分野（防災等、官公庁向け）では、前期あった気象関連システムが終了しました。通信・ネットワーク分野（次世代通信等）では、５Ｇ関連に継続して取り組んだ他、基地局関連が計画通り推移しました。これらの分野では、前期にあった大型案件が終了し端境期となったこと等により減少しました。

その結果、当事業年度の売上高は、7,435百万円と前期比8.6%の増収となりました。

【先進インダストリー事業】

先進インダストリー事業における分野別の状況は次の通りであります。

制御システム分野（自動車、オフィス機器、設備機器等）では、次世代自動車関連（先進EVや、自動運転）が拡大し、AI・IoT基盤関連等が堅調に推移しました。又、メディカル関連での多拠点・分散開発に向けた準備を行いました。

基盤システム分野（決済やクレジットカード・システムを中心とした、基盤系）では、前事業年度に新たに参画した決済基盤システム関連が拡大しました。

ソリューション分野（セキュリティや、近距離無線通信、GIS（地理情報システム）等、当社独自のソリューションの提供）では、セキュリティ・コンサルティング・サービスが堅調に推移した他、セキュリティ・ソリューション：LynxSECUREが、前期にあった公共ネットワーク系に加え、IoT介護システムで採用されました。

その結果、当事業年度の売上高は、4,758百万円と前期比14.6%の増収となりました。

なお、当事業年度より、「安心・安全につなぐ」をキーワードに、先進IoTテクノロジーを活用したシステム・インテグレーション、及びソリューション提供を展開し、社会インフラ事業及び先進インダストリー事業の成長ドライバーとして、「IoX総合エンジニアリング事業」を新設しました。

当事業の状況は次の通りであります。

AIを活用したIoTプラットフォーム関連や、次世代自動車に代表される先進的なIoTデバイス制御関連が堅調に推移したことに加えて、セキュリティ・ソリューションが堅調に推移したことから、当事業年度の売上高は、3,917百万円と全売上高の32.1％を占め、前期比9.0％の増収となりました。

※当事業の売上高は、社会インフラ事業、又は先進インダストリー事業に含まれております。

事業	分野	2018年３月期			2019年３月期		
		売上高（百万円）			売上高（百万円）		
		実績	構成比（％）	前期比（％）	実績	構成比（％）	前期比（％）
社会インフラ		6,845	62.2	2.8	7,435	61.0	8.6
	エネルギー	4,763	43.3	-	5,680	46.6	19.3
	交通・運輸	1,214	11.0	-	935	7.7	△22.9
	公共	241	2.2	-	198	1.6	△17.8
	通信・ネットワーク	625	5.7	-	621	5.1	△0.7
先進インダストリー		4,151	37.8	7.5	4,758	39.0	14.6
	制御システム	1,650	15.0	-	2,047	16.8	24.0
	基盤システム	1,879	17.1	-	1,939	15.9	3.2
	ソリューション	622	5.7	-	772	6.3	24.2
(IoX総合エンジニアリング)		3,592	32.6	10.0	3,917	32.1	9.0
全社合計		10,997	100.0	△5.5	12,194	100.0	10.9

※IoX総合エンジニアリング事業の売上高は、社会インフラ事業、又は先進インダストリー事業に含まれております。

※2019年３月期より事業区分を変更したことから、2018年３月期における事業分野の前期比は公表しておりません。

② 設備投資の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、568百万円であります。

その主なものは、販売権（米国Lynx Software Technologies社が提供する全てのIoTソリューションを日本国内にて独占的に提供する契約）の取得、及び開発環境基盤の整備として、関西オフィスをリニューアルし、開発ルームの大幅増設と、当社ソリューションを紹介するセミナールームの設備を増強したことによります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行う為、金融機関３社と７億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約先並びに契約日は次の通りであります。

・株式会社みずほ銀行　　2018年 9月 28日
・株式会社三菱UFJ銀行　　2018年 9月 28日
・株式会社三井住友銀行　　2018年10月31日

なお、当事業年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 41 期 (2016年３月期)	第 42 期 (2017年３月期)	第 43 期 (2018年３月期)	第 44 期 (2019年３月期) (当事業年度)
売上高（千円）	10,460,314	11,634,068	10,997,035	12,194,740
経常利益（千円）	549,796	777,431	857,287	1,012,197
当期純利益（千円）	289,179	531,663	553,537	687,545
１株当たり当期純利益（円）	32.49	59.18	61.31	75.90
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	31.66	57.20	59.32	74.12
総資産（千円）	5,175,301	5,678,326	6,156,154	6,649,395
純資産（千円）	2,652,018	3,130,616	3,497,674	4,001,265
１株当たり純資産額（円）	292.59	337.19	377.98	428.59
自己資本比率（％）	50.3	53.8	55.0	58.7

（注）当社は、2016年9月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2016年10月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、潜在株式調整後１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。なお、米国サンノゼ・シリコンバレーに100％子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」がありますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

又、当社には、特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は、社会インフラ領域と全IoT領域での強みを背景に、「安心」「安全」「快適」「環境」をキーワードに、豊かな社会の発展と、「Society5.0」の実現に貢献してまいります。

又、旺盛なICT需要を追い風に、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備すると共に、先進的なアドバンスト・ソリューションの創造・提供を推進し、「利益成長型企業」を目指します。

更に、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図ると共に、事業効率の向上に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年３月31日現在）

当社は、電力分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として、創業以来、社会インフラにかかわる情報システム開発を中核に、事業基盤を構築してまいりました。

事業面では、社会インフラ事業、先進インダストリー事業の２つの事業と、両事業を横断するIoX総合エンジニアリング事業において、コンサルティングから設計、開発、保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しております。

社会インフラ事業では、「エネルギー(電力・ガス)」「道路・鉄道」「航空・宇宙」「公共・防災」「通信ネットワーク」「決済・カード」等の、社会インフラにおけるシステム・インテグレーション・サービスを展開しております。

先進インダストリー事業では、OSやデバイス技術を中核に、「次世代EV自動車・自動運転」「産業機器」「設備機器」「医療機器」等、IoT機器に組込まれる情報システムの開発や、当社独自のソリューション（セキュリティ、位置・地理情報、無線通信等）を提供しております。

IoX総合エンジニアリング事業では、大企業及びグループ企業を対象としたセキュリティ・ガバナンスの設計、情報漏洩対策、情報システムの脆弱性対策や、製品・生産にかかわる制御システム向けセキュリティ対策、顧客のサイバー・セキュリティ人材の育成等のセキュリティ・ソリューションに加え、長年培った特徴ある技術を融合し、デバイス（センシング、OS、近距離無線を含む）から、広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウド、AI・ビッグデータに至るIoTシステムの全域に、セキュリティを加えたIoTソリューションを、ワンストップにて提供しております。

情報システムの開発体制としては、国内４拠点と、中国２拠点・ベトナム３拠点を加えたグローバル分散開発体制を確立しております。

研究開発活動として、先端IT研究所による調査・研究、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」における最先端のセキュリティ技術、又、各大学・研究機関との産学共同研究等に積極的に取組んでおります。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化では、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組んでおり社員の4人に1人が同資格を保有しております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2019年３月31日現在）

本　　社	東京都港区港南四丁目１番８号　リバージュ品川
関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館
九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号　博多管絃ビル
仙台開発センタ	仙台市青葉区一番町一丁目２番25号　仙台NSビル

⑺ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
522（3）名	24名増（1名減）	39.7歳	12.4年

（注）　使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員、特別雇用社員の合計であり、（　）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社　みずほ銀行	85,000千円
株式会社　三菱UFJ銀行	85,000千円

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

2．株式の状況（2019年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 28,800,000株

⑵ **発行済株式の総数** 9,299,460株

⑶ **単元株式数** 100株

⑷ **株主数** 5,938名

⑸ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
アドソル日進従業員持株会	912,000株	10.0%
日本プロセス株式会社	494,000	5.4
株式会社インテック	416,300	4.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	352,200	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	311,400	3.4
坂下重信	211,500	2.3
株式会社みずほ銀行	186,000	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	138,300	1.5
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	138,000	1.5
三菱電機コントロールソフトウェア株式会社	132,000	1.5

（注） 持株比率は自己株式（198,804株）を控除しております。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 （発行決議日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	行使の条件
第１回株式報酬型新株予約権 （2015年６月25日）	2015年８月４日～ 2045年８月３日	14,921個	29,842株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第１回業績目標コミットメント型有償新株予約権 （2016年５月10日）	2019年７月１日～ 2022年５月26日	220個	44,000株 （注）１	取締役３名及び監査役１名 （社外取締役及び社外監査役除く）	（注）３
第２回株式報酬型新株予約権 （2016年６月29日）	2016年８月２日～ 2046年８月１日	11,824個	23,648株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第３回株式報酬型新株予約権 （2017年６月28日）	2017年７月14日～ 2047年７月13日	11,849個	11,849株	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第４回株式報酬型新株予約権 （2018年６月27日）	2018年７月13日～ 2048年７月12日	11,478個	11,478株	取締役４名 （社外取締役除く）	（注）２

（注）１．2016年10月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．当該新株予約権の行使条件は次の通りです。

①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することが出来るものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、行使期間の最後の１年間に限り新株予約権を行使することが出来るものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することが出来る。

③上記①、②に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することが出来るものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間とする。

④１個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

３．当該新株予約権の行使の条件は次の通りです。

①新株予約権者は、当社が第42期（2017年３月期）から第44期（2019年３月期）までの中期経営計画に掲げる３カ年の業績目標（下記ａ．参照）に準じて設定された下記ｂ．に掲げる条件を達成した場合にのみ、新株予約権を行使することが出来る。

又、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

ａ．当社第42期（2017年３月期）から第44期（2019年３月期）までの中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

1)第42期（2017年３月期）　営業利益６億円

2)第43期（2018年３月期）　営業利益７億円

3)第44期（2019年３月期）　営業利益８億円　　※３カ年累計の営業利益21億円

ｂ．新株予約権の行使に際して定められる条件

第42期（2017年３月期）から第44期（2019年３月期）の営業利益の累計額が21億円を超過した場合

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内１名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を行使することが出来る。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人は新株予約権を行使出来ない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことは出来ない。

⑤１個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

⑵ 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上田　富三	
専務取締役	川瀬　俊治	
常務取締役	篠﨑　俊明	
取締役	後関　和浩	
取締役	星野　將	
取締役	峰野　博史	静岡大学 学術院情報学領域教授
取締役	坂本　すが	東京医療保健大学 副学長
常勤監査役	田中　耕一	
監査役	大滝　義衛	㈱インテック 監査役
監査役	吉成　外史	あかつき総合法律事務所 所長

（注）１．取締役星野將氏、取締役峰野博史氏及び取締役坂本すが氏は、社外取締役であります。
２．監査役大滝義衛氏及び監査役吉成外史氏は、社外監査役であります。
３．監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であり、幅広い経験と見識を有しております。
４．監査役吉成外史氏は、弁護士であり、専門知識と幅広い見識を有しております。
５．当社は、星野將氏、峰野博史氏、坂本すが氏及び吉成外史氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
田井　史徳	2018年６月27日	任期満了	常務取締役
田中　耕一	2018年６月27日	任期満了	取締役 情報システム部長
三重野　裕彦	2018年６月27日	任期満了	常勤監査役
川瀬　俊治	2018年６月27日	任期満了	社外監査役 コベルコシステム㈱ 顧問役

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。

・責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

⑷ 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	9 （3）	165,237 （10,500）
監査役 （うち社外監査役）	4 （2）	16,926 （6,765）
合計 （うち社外役員）	13 （5）	182,163 （17,265）

（注）１．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の員数と相違しておりますのは、上記の員数には2018年6月27日に任期満了により退任した取締役２名、監査役２名（うち社外監査役１名）が含まれ、無報酬の監査役１名（うち社外監査役１名）が除かれている為であります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度総額は、2017年６月28日開催の第42回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。又、別枠で、2015年６月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度総額として年額60百万円以内と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度総額は、2001年６月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

５．上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。

・取締役４名　14,749千円（社外取締役については含まれておりません。）

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2010年６月18日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し、2百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学学術院情報学領域の教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役坂本すが氏は、東京医療保健大学の副学長であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア保守の委託等の取引関係があります。

監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所の所長であります。又、㈱タカラトミー、㈱フーマイスターエレクトロニクスの社外監査役であり、㈱バリューＨＲの社外取締役監査等委員であります。当社は、同所及び兼務先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　星　野　　將 （2014年６月26日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
取締役　峰　野　博　史 （2014年６月26日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
取締役　坂　本　す　が （2018年６月27日就任）	2018年６月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
監査役　大　滝　義　衛 （2017年６月28日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。 当事業年度に開催された監査役会16回のうち15回に出席いたしました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　吉　成　外　史 （2018年６月27日就任）	2018年６月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち９回に出席いたしました。 2018年６月27日就任以降に開催された監査役会11回のうち10回に出席いたしました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が７回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　太陽有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ **非監査業務の内容**

該当する事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

6．業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他、会社の業務の適正を確保する為の体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

① コーポレートガバナンス

ⅰ取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。

ⅱ取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。

ⅲ代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役会に報告する。

ⅳ監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

② コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

又、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

③ 財務報告の適正性確保の為の体制整備

「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管組織を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

ⅰ代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。

ⅱ取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。

ⅲ監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

④ 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置すると共に監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。

内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。

又、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料と共に適切に保存し、管理する。

又、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中で取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめ取締役が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し、代表取締役の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより情報の共有化と経営体制の強化に繋げると共に、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督を行う。

又、各組織内においては組織の最高責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じ、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立する。更に、使用人に対しても、総務担当組織が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制及び反社会的勢力の排除等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図る。

取締役は、個々の職務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内規則に基づきその把握と管理の為のリスク管理体制を整備する。

又、リスク管理組織として総務担当組織がリスク管理活動を統括し、「リスク管理規則」の整備とその運用を図る。

又、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開出来るよう、事業継続計画を整備する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

① 経営会議

職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

② 職務権限・責任の明確化

適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させると共に、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けると共に、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。

なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

又、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することが出来るものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る体制とする。

② 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報の入手が出来る体制とする。

③ 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保出来る体制とする。

④ 「公益通報者保護規則」を定め、その適切な運用を維持することにより、監査役へ法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告が出来る体制とする。
又、通報者等に対していかなる不利益取扱いを行わないこと及び通報者等の職場環境が悪化することの無いように適切な処理を執ることで通報者等の保護を行うようにする。

⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うことが出来る体制とする。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

① 内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議すると共に、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。

② 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

⑽ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。

ⅱコンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営にあたれるように研修等を通じ指導しています。

ⅲ「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

ⅳ内部監査組織は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規則」等に基づき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することが出来ることとなっています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。又、内部監査組織は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規則」に則り、月１回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。又、職務権限と責任を明確にして、適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させると共に、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は総務担当組織が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。又、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることが出来ることとなっています。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用出来るよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、又、会計監査人及び内部監査組織と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

7．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

従いまして、利益配分につきましては、安定的な成長を持続させる為の積極的な投資、財務体質の安定化に向けた内部留保及び株主の皆様に対する利益還元との適正なバランスを確保することを目指しています。

株主還元につきましては、持続的な安定配当に留意し、業績に裏付けられた成果の配分を行います。

具体的には、2021年３月期を最終年度とする中期経営計画「Vision 2021」では、配当性向を２ポイント引き上げて35％以上を配当方針としております。

上記の方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、年度末の配当金は１株につき16円とし、中間配当金（１株につき11円）と合わせて、年間では27円（前期比６円増）とすることを予定しております。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,398,532**	**流動負債**	**1,726,149**
現金及び預金	1,372,069	買掛金	549,623
受取手形	4,805	短期借入金	100,000
電子記録債権	190,676	一年内返済予定長期借入金	40,000
売掛金	2,577,545	未払金	272,401
製品	2,290	未払費用	48,500
材料	15,548	未払法人税等	207,909
仕掛品	170,133	未払消費税等	85,030
貯蔵品	1,287	前受金	27,444
前払費用	60,366	預り金	71,647
その他	4,408	賞与引当金	313,800
貸倒引当金	△600	その他	9,791
固定資産	**2,250,862**	**固定負債**	**921,980**
有形固定資産	**596,313**	長期借入金	30,000
建物	207,734	退職給付引当金	880,500
構築物	23	その他	11,480
工具器具備品	17,386	**負債合計**	**2,648,129**
土地	371,169	**純資産の部**	
無形固定資産	**565,845**	**株主資本**	**3,766,831**
ソフトウエア	15,295	**資本金**	**524,136**
販売権	545,780	**資本剰余金**	**346,397**
その他	4,769	資本準備金	229,135
投資その他の資産	**1,088,703**	その他資本剰余金	117,261
投資有価証券	496,917	**利益剰余金**	**3,003,638**
関係会社株式	38,966	利益準備金	39,000
繰延税金資産	345,173	その他利益剰余金	2,964,638
敷金及び保証金	165,875	別途積立金	2,267,000
保険積立金	41,089	繰越利益剰余金	697,638
その他	681	**自己株式**	**△107,341**
		評価・換算差額等	**133,639**
		その他有価証券評価差額金	133,639
		新株予約権	**100,795**
		純資産合計	**4,001,265**
資産合計	**6,649,395**	**負債純資産合計**	**6,649,395**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,194,740**
売上原価		**9,374,427**
売上総利益		**2,820,312**
販売費及び一般管理費		**1,808,143**
営業利益		**1,012,169**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	16,236	
保険取扱手数料	1,101	
雑収入	138	17,482
営業外費用		
支払利息	1,335	
売上債権売却損	510	
コミットメントフィー	1,643	
為替差損	13,962	
雑損失	3	17,454
経常利益		**1,012,197**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,025	2,025
特別損失		
固定資産除却損	710	710
税引前当期純利益		**1,013,512**
法人税、住民税及び事業税	336,081	
法人税等調整額	△10,113	325,967
当期純利益		**687,545**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年４月１日期首残高	524,136	229,135	125,096	354,232	39,000	1,907,000	568,751	2,514,751
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△198,657	△198,657
別途積立金の積立						360,000	△360,000	－
当期純利益							687,545	687,545
自己株式の取得								
自己株式の処分			△7,835	△7,835				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△7,835	△7,835	－	360,000	128,887	488,887
2019年３月31日期末残高	524,136	229,135	117,261	346,397	39,000	2,267,000	697,638	3,003,638

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年４月１日期首残高	△180,202	3,212,917	175,931	175,931	108,826	3,497,674
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△198,657				△198,657
別途積立金の積立		－				－
当期純利益		687,545				687,545
自己株式の取得	△89	△89				△89
自己株式の処分	72,951	65,115				65,115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△42,291	△42,291	△8,031	△50,322
事業年度中の変動額合計	72,861	553,913	△42,291	△42,291	△8,031	503,591
2019年３月31日期末残高	△107,341	3,766,831	133,639	133,639	100,795	4,001,265

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

ⅱ　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主要な耐用年数は以下の通りです。

建物	８～47年
工具器具備品	２～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主要な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウエア（自社利用）	５年
販売権	10年

⑶　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与支給に備える為、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③　退職給付引当金	従業員の退職給付に備える為、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
④　工事損失引当金	期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備える為、当該見込額を計上しております。

⑸　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①　当事業年度末迄の進捗部分について成果の確実性が認められる工事	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
②　その他の工事	工事完成基準を採用しております。

⑹　その他計算書類作成の為の基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「販売権」は、資産の総額の100分の５を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「販売権」は68,023千円であります。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う、

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度128,889千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」345,173千円に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　395,722千円

⑵ 関係会社に対する短期金銭債務　8,726千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引　91,575千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,299,460株	－株	－株	9,299,460株

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）１・２	333,950株	42株	135,188株	198,804株

（注）１．自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによるものです。

２．自己株式の数の減少は、第７回・第８回新株予約権及び第１回・第２回・第３回株式報酬型新株予約権の行使に伴い、自己株式を処分したことによるものです。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

ⅰ 2018年６月27日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　98,620千円
・１株当たり配当額　11円
・基準日　2018年３月31日
・効力発生日　2018年６月28日

ⅱ 2018年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　100,037千円
・１株当たり配当額　11円
・基準日　2018年９月30日
・効力発生日　2018年12月７日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2019年６月26日開催予定の第44回定時株主総会において次の通り付議いたします。

・配当金の総額　145,610千円
・１株当たり配当額　16円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月27日

⑷ 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式　153,617株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	269,609千円
賞与引当金	96,085千円
未払法定福利費	14,850千円
未払事業税	14,986千円
未払事業所税	2,998千円
貸倒引当金	183千円
その他	42,421千円
繰延税金資産小計	441,135千円
評価性引当額	36,981千円
繰延税金資産合計	404,153千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	58,980千円
繰延税金負債合計	58,980千円
繰延税金資産の純額	345,173千円

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが２ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は、最長で決算日後１年７ヶ月であります。

この内一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが１ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

ⅲ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,372,069	1,372,069	－
⑵ 受取手形	4,805	4,805	－
⑶ 電子記録債権	190,676	190,676	－
⑷ 売掛金	2,577,545	2,577,545	－
⑸ 投資有価証券	478,940	478,940	－
資　産　計	4,624,037	4,624,037	－
⑴ 買掛金	549,623	549,623	－
⑵ 未払金	272,401	272,401	－
⑶ 短期借入金	100,000	100,000	－
⑷ １年内返済予定長期借入金	40,000	40,018	18
⑸ 長期借入金	30,000	30,038	38
負　債　計	992,025	992,082	57

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期である為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　受取手形、⑶　電子記録債権、⑷　売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸　投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴　買掛金、⑵　未払金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　短期借入金、⑷　１年内返済予定長期借入金、⑸　長期借入金

これらの内、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品単位

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	56,943
投資有価証券	17,977
子会社株式	17,065
関連会社株式	21,900

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載しておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	1,372,069
受取手形	4,805
電子記録債権	190,676
売掛金	2,577,545
合　計	4,145,097

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
長期借入金	40,000	30,000	－	－
合　計	40,000	30,000	－	－

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　428円59銭

⑵　1株当たり当期純利益　　75円90銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月９日

アドソル日進株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　　茂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第４４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

アドソル日進株式会社　監査役会

常勤監査役　田中耕一　㊞

社外監査役　大滝義衛　㊞

社外監査役　吉成外史　㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：品川プリンスホテル　メインタワー　28階　会議室

東京都港区高輪四丁目10番30号

TEL　03－3440－1111

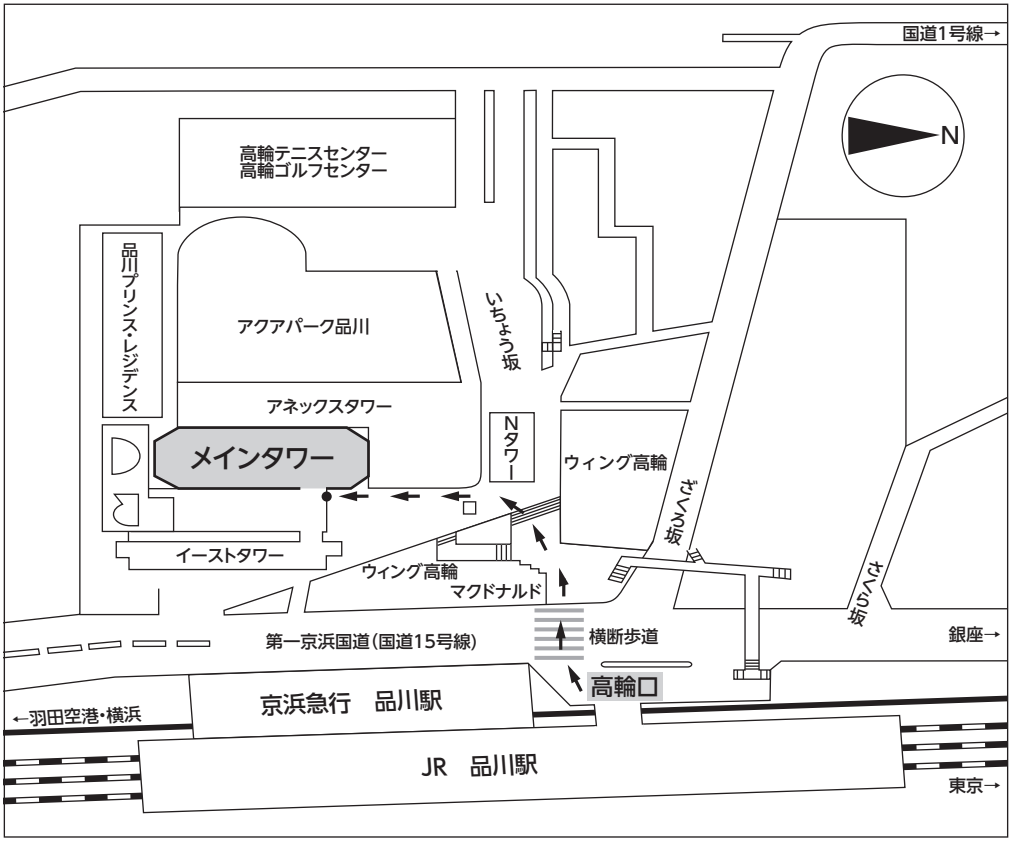

【交通機関】　「ＪＲ」または「京浜急行」

品川駅（高輪口）　徒歩約２分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。